生産緑地の主たる従事者が死亡または故障したとき

- ◆(死亡した場合)生産緑地の筆それぞれについて、相続税の納税猶予を受けるか(以下①)受けないか(以下②)の選択をしてください
 - ①納税猶予を受けるとき(※生産緑地の継続が条件)
 - ・【都市計画課】で「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」を取得 ※申請から発行まで1週間程度かかります
 - ・【農業委員会】で、納税猶予を受ける手続きを進めてください ※手続きの詳細は【農業委員会】で確認してください
 - ・生産緑地の継続については特に申請等の必要はありません

②納税猶予を受けないとき

→生産緑地を継続する(以下ア)か生産緑地の買取り(以下イ)を希望するか決定してください

ア) 生産緑地を継続するとき

- →特に申請等の必要はありません
- イ) 日野市等による生産緑地の買取りを希望するとき
 - ・【農業委員会】で「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」を取得
 - ・【都市計画課】に以下の買取申出申請提出書類一式を提出
- ◆買取申出申請 提出書類

買取申出書の様式は HP に掲載しているものを使用してください。

(登記事項などの証明書は原則、原本をご用意ください)

- ① 買取申出申請書(所有者が複数の場合はその全員の署名、押印が必要です。)
- ② 申出をする土地の登記事項(全部事項)証明書
- ③ 印鑑登録証明書(土地所有者全員分)
- ④ 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書(農業委員会で発行しますが、定例会の日程が決まっていますので事前に確認されることをお勧めします)
- ⑤ **案内図**(色付けをするなどして申請地の区域が分かるようにしてください。)
- ⑥ 写真 (現地及び周辺状況がわかるもの)
- ⑦ 写真位置図(写真の撮影位置・方向を明記)
- ⑧ 公図 (申請地の区域が分かるようにしてください。)

以下、各申請者の解除事由や状況に応じて必要になります。

- 故障の場合……**医師の診断書**(営農不可能の記載があるもの)
- ・死亡の際、登記の所有者欄がやむを得ず更新出来ない場合
 - ……遺産分割協議書と法定相続人が特定できる戸籍謄本等、または遺書の写し

※注意!※

・故障での買取申出の場合は、主たる従事者様ご本人と故障の程度や今後の土地活用の方針などについて面談させていただきます。

窓口までお越しいただくのが難しい場合にはご自宅まで訪問させていただきますので、ご相談ください。